日本医療研究開発機構が交付した補助事業に関する消費税等仕入控除税額確定報告に関するフロー図

＜問1＞貴法人はAMEDにおける「大学等」または「企業等」のいずれに該当しますか。

【大学等】
・学校法人（国立大学法人、公立大学、学校法人等）
・公的研究機関、国立研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人等
・公益法人等の公的性格を有する機関・法人であって、AMEDが認める機関・法人

【企業等】
・「大学等」に該当しない機関・法人　※ ご不明な場合はお問い合わせ下さい。

「大学等」である。

＜問2＞貴法人は以下のいずれか条件に該当しますか。
① 特定収入割合が5%を超えている。
② 補助金の確定額に消費税等額が一切含まれていない。
③ 簡易課税方式により申告している。
④ 補助金の確定額にかかる消費税を、個別対応方式において、「非課税売上のみに要するもの」として申告している。
⑤ 消費税の申告義務がない。

該当する

<問2>の条件に該当する「大学等」の事業者の皆様には原則として消費税仕入控除額の返還額はございません。ただし、返還額が存在しない場合でもご報告自体は実施いただく必要があるため、報告書等のご提出をお願いします。※　条件に該当する場合は別紙の提出は不要です。

＜ご提出頂く資料＞
（1）補助事業に係る消費税及び地方消費税仕入控除額確定報告書（交付課題毎）

（2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し （第1表、第2表）
課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表 （付表2）
※ 法人として各1部
※ ＜問2＞の条件②に該当する場合は提出不要です。
※ ＜問2＞の条件③及び条件⑤に該当する場合も同じく提出不要ですが、それぞれの条件 を満たしていることが分かる資料をご提出ください。

（3）財務諸表　収支計算書（法人として1部）
※ ＜問2＞の条件②に該当する場合は提出不要です。

該当しない

<問2>の条件に該当しない「大学等」の事業者の皆様には消費税仕入控除額の返還額がございます。具体的な返還額・返還期限等については、ご提出いただいた報告書等を弊機構にて確認したのちに改めてご連絡申し上げます。

＜ご提出頂く資料＞
（1）補助事業に係る消費税及び地方消費税仕入控除額確定報告書 （交付課題毎）

（2）別紙　仕入控除税額計算書（大学等）

（3）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し （第1表、第2表）
課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表 （付表2）
※ 法人として各1部

（4）財務諸表　収支計算書（法人として1部）

「企業等」である。

「企業等」の事業者の皆様には収支簿には消費税額等を除いた金額を計上頂いていますので、原則として消費税仕入控除額の返還額はございません。だたし、ご報告自体は必要となりますので、報告書及び別紙を交付課題毎に作成しご提出をお願いします。
なお、計上ミス等により補助金の確定額に消費税等額が含まれてしまっていた場合は、恐れ入りますがメールで事前にご一報ください。

＜ご提出頂く資料＞
（1）補助事業に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額確定報告書 （交付課題毎）
（2）別紙　仕入控除税額計算表（企業等）
※　返還額が発生しない場合でも別紙の提出は必要です。